

第4次
湖南広域行政組合
地球温暖化対策実行計画

<事務事業編>

令和6年4月

 湖南広域行政組合

目 次

第1章 計画の背景	1
1 計画策定の背景	1
2 湖南広域行政組合のこれまでの取組みと成果	4
第2章 基本的事項	5
1 計画の目的	5
2 計画の位置付け	5
3 計画期間	5
4 計画の対象範囲	5
第3章 現況把握	6
1 対象とする温室効果ガス	6
2 地球温暖化係数および温室効果ガス排出係数	7
3 組合の現状	7
第4章 目標と取組み項目	8
1 目標	8
2 具体的な取組み	9
第5章 推進・点検・公表	11
1 推進および点検体制	11
2 計画の見直し	11
3 公表	11

第1章 計画の背景

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題の概要

近年、電気やガスをはじめとするエネルギーの消費量が増大し、大気中に含まれる温室効果ガスの濃度が高まっています。これに伴い、地上から放出される遠赤外線が温室効果ガスとして吸収されることによって、地球全体の平均気温が上昇する現象が「地球温暖化」です。温室効果ガスのうち、特に化石燃料の燃焼により大量に排出される二酸化炭素は、地球温暖化の最も大きな原因になっているとともに、二酸化炭素を吸収する森林の減少も地球温暖化に拍車をかけています。

このような気温の上昇に伴う地球規模の影響としては、

- 海面水位の上昇に伴う陸地の減少
- 生態系への影響に伴う生物多様性の損失
- 干ばつや豪雨など異常気象の増加
- 農作物や水資源への影響に伴う食糧難
- マラリアなど熱帯性の感染症が発生する範囲の増大 など

日本における具体的な影響としては、

- 熱帯夜や猛暑日の増加に伴う熱中症患者の増加
- 大規模な台風の襲来や局地的な大雨・洪水など異常気象の頻発
- 農作物の生産地域の変化や生育にかかる悪影響
- 四季のバランスの崩壊 など

が挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

さらに、2021（令和3）年10月にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、今世紀半ばのカーボンニュートラルおよびその通過点である2030（令和12）年に向け、国際社会が一致団結して気候変動対策に取り組むことが求められています。

我が国においては、2020（令和2）年10月、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050（令和32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、

さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021（令和3）年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。

さらに、2021（令和3）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021（令和3）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030（令和12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021（令和3）年10月には、政府がその事務および事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。

温室効果ガス排出削減目標を2030（令和12）年までに50%削減（2013（平成25）年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

☆ZEB（ゼブ）とは

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギーの自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物をいいます。

【参考】

《地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）》

（最終改正：令和4年6月17日）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 （略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 （略）

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17 （略）

（経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項において「旧法」という。）第21条第1項及び第3項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

2 湖南広域行政組合のこれまでの取組みと成果

湖南広域行政組合では、2005（平成17）年度に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、一事業所として率先して取組みをスタートしました。

第3次実行計画（計画期間：2019（令和元）年度から2023（令和5）年度まで）では、それまでの実行計画を踏まえ、組合全部署において、更なる地球温暖化防止に向け、取組みを加速させる計画として策定しましたが、し尿処理施設における事業の見直しや職員の削減努力が功を奏し、目標を大きく上回る削減を達成しました。

《地球温暖化対策実行計画策定状況》

- 第1次実行計画 計画期間：2006（平成18）年度～2010（平成22）年度
- 第2次実行計画 計画期間：2011（平成23）年度～2015（平成27）年度
- 第3次実行計画 計画期間：2019（令和元）年度～2023（令和5）年度

《第3次実行計画期間中の削減状況》

- ◎事業系 = 環境衛生センター
- ◎事務系 = 環境衛生センター以外

★温室効果ガス総排出量

	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	基準年度実績値	実績値				目標値
事業系(A)	998,927	611,249	387,668	375,626	302,063	710,924
事務系(B)	850,536	821,465	624,567	709,700	568,101	833,561
総排出量(A+B)	1,849,463	1,432,714	1,012,235	1,085,326	870,164	1,544,485

※数値はCO₂換算値とし、単位はkg/CO₂とする。



★温室効果ガス削減率

	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	基準年度	削減率（対H29）				目標削減率
事業系(A)	—	△38.8%	△61.2%	△62.4%	△69.8%	△28.8%
事務系(B)	—	△3.4%	△26.6%	△16.6%	△33.2%	△2.0%
総排出量(A+B)	—	△22.5%	△45.3%	△41.3%	△53.0%	△16.5%

第2章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、これまでの実行計画に基づき実施してきた様々な取組みにより得たノウハウを活かし、本組合が行う全ての事業および事務に伴って排出される温室効果ガスの更なる削減への取組みを積極的に行うことにより、直接的、間接的に抑制していくとともに、取組結果を公表し、当組合の地球温暖化防止に向けた取組姿勢を明らかにすることで、「安心・安全・快適」な暮らしの実現に資することを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、当組合が目指す将来像を実現するべく総合的かつ計画的な施策方針を定める「湖南広域行政組合運営指針」の実行計画である「総務管理計画」と連動するものです。

3 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

4 計画の対象範囲

（1）対象とする事務および事業の範囲

当組合が行う全ての事業および事務とします。

ただし、消防本来の目的として優先すべき災害活動等は除くものとします。

（2）対象とする施設の範囲

当組合の全ての施設とします。

ただし、その使用目的が市民の「安心・安全」に直結する緊急車両および起震車（グラドン号）は除きます。

第3章 現況把握

1 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項には、次の7種類の物質が温室効果ガスとして規定され、事務事業編で算定対象となるのは、三ふっ化窒素を除く6種類の物質とされています。

当組合では、化石燃料の消費や燃料の燃焼で発生する「二酸化炭素」と、し尿の処理、燃料の使用や自動車の走行に伴い排出される「メタン、一酸化二窒素」の3種類の物質を対象とします。

《対象とする温室効果ガス》

No,	ガスの種類	地球温暖化係数			対象	主な発生源 (増加理由)
		～H27.3	H27.4～ R6.3	R6.4～		
①	二酸化炭素 (CO ₂)	1	1	1	○	化石燃料の消費、燃料の燃焼、森林破壊などの土地利用の変化
②	メタン (CH ₄)	21	25	28	○	水田・廃棄物の埋め立て・家畜の排泄物・消化管内発酵等の有機物嫌気性発酵、自動車の走行
③	一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	298	265	○	燃料の燃焼、窒素肥料の使用、自動車の走行
④	ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	140～ 11,700	12～ 14,800	4～ 12,400	×	エアコン・冷蔵庫の冷媒、建物の断熱材
⑤	パーフルオロ カーボン (PFC)	6,500～ 9,200	7,390～ 17,340	6,630～ 11,100	×	半導体や電子部品等の不活性液体
⑥	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23,900	22,800	23,500	×	変電設備や半導体製造時の電気絶縁ガス
⑦	三ふっ化窒素 (NF ₃)	—	(17,200)	(16,100)	×	半導体科学エッチング液 ※事務事業編対象外

※ この計画における温室効果ガスのCO₂換算排出量は、この表の算定年に応じた地球温暖化係数を使用して算定した数値としています。

2 地球温暖化係数および温室効果ガス排出係数

温室効果ガス排出量の算定については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」および「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和5年3月環境省大臣官房地域政策課策定）」における最新の地球温暖化係数および温室効果ガス排出係数を用いることとします。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正により、令和6年4月1日から新たな係数により算定するものです。

3 組合の現状

2022（令和4）年度の温室効果ガスCO₂排出量を、2017（平成29）年度と比較すると、事業系で696,864kg/CO₂（△69.8%）、事務系で282,435kg/CO₂（△33.2%）を削減し、組合全体で979,299kg/CO₂（△53.0%）の削減を実現しました。

主な要因は、事業系（環境衛生センター）における焼却設備の停止および処理量の減少による灯油使用量の大幅な減少、事務系における灯油使用量および車両燃料使用量の減少、更に、日常業務における省エネ対策の推進の効果などがあげられます。

＜事業系温室効果ガスの総排出量＞

温室効果ガス	地球温暖化係数	(A) 平成29年度（基準年度）		(B) 令和4年度		(A-B)/A (%)
		排出量	CO ₂ 換算排出量	排出量	CO ₂ 換算排出量	削減率
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	977,644	977,644	290,681	290,681	△ 70.3
メタン（CH ₄ ）	25	646	16,155	348	8,700	△ 46.1
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	17	5,128	9	2,682	△ 47.7
総排出量のCO ₂ 換算値（単位：kg/CO ₂ ）			998,927		302,063	△ 69.8

＜事務系温室効果ガスの総排出量＞

温室効果ガス	地球温暖化係数	(A) 平成29年度（基準年度）		(B) 令和4年度		(A-B)/A (%)
		排出量	CO ₂ 換算排出量	排出量	CO ₂ 換算排出量	削減率
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	847,232	847,232	566,709	566,709	△ 33.1
メタン（CH ₄ ）	25	70	1,745	8	200	△ 88.5
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	5	1,559	4	1,192	△ 23.5
総排出量のCO ₂ 換算値（単位：kg/CO ₂ ）			850,536		568,101	△ 33.2

＜組合全体温室効果ガスの総排出量＞

温室効果ガス	地球温暖化係数	(A) 平成29年度（基準年度）		(B) 令和4年度		(A-B)/A (%)
		排出量	CO ₂ 換算排出量	排出量	CO ₂ 換算排出量	削減率
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	1,824,876	1,824,876	857,390	857,390	△ 53.0
メタン（CH ₄ ）	25	716	17,900	356	8,900	△ 50.3
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	22	6,687	13	3,874	△ 42.1
総排出量のCO ₂ 換算値（単位：kg/CO ₂ ）			1,849,463		870,164	△ 53.0

第4章 目標と取組み項目

1 目標

当組合は、滋賀県や構成4市と同様に、政府実行計画に準じて更なる温室効果ガスの削減に向けた取組みを推進していくこととします。

目標年度 2028（令和 10）年度における温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）を、基準年度 2013（平成 25）年度実績排出量に比べ 47.0%削減（事業系△67.0%・事務系△13.6%）することを目標とします。

※ 事業系：環境衛生センター

※ 事務系：環境衛生センター以外すべて

		基準年度	第4次実行計画期間							2029 (R11)	2030 (R12)
		2013 (H25実績)	2022 (R4実績)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)			
温室効果ガス	総排出量(kg/CO ₂)	1,444,216	870,164	858,364	851,864	844,264	808,664	765,364	740,664	721,464	
	削減率(基準年度比)	—	△39.7%	△40.6%	△41.0%	△41.5%	△44.0%	△47.0%	△48.7%	△50.0%	
政府実行計画		基準年度	50%削減								

《温室効果ガス項目別削減目標》

温室効果ガス	地球温暖化係数		基準年度(平成25年度)		目標年度(令和10年度)		対基準年度 削減率(%)
	H25	R6~	排出量	CO ₂ 換算排出量	排出量	CO ₂ 換算排出量	
二酸化炭素	1	1	1,413,580.37	1,413,580	753,138	753,138	△ 46.7
(内訳)	(事業系)		875,585.07	875,585	287,681	287,681	△ 67.1
	(事務系)		537,995.30	537,995	465,457	465,457	△ 13.5
メタン	21	28	1,054.22	22,139	342	9,576	△ 56.7
(内訳)	(事業系)		1,046.19	21,970	336	9,408	△ 57.2
	(事務系)		8.03	169	6	168	△ 0.6
一酸化二窒素	310	265	27.41	8,497	10	2,650	△ 68.8
(内訳)	(事業系)		22.62	7,012	7	1,855	△ 73.5
	(事務系)		4.79	1,484	3	795	△ 46.4
総排出量CO ₂ 換算値(kg/CO ₂)			1,444,216		765,364		△ 47.0
(内訳)	(事業系)		904,567		298,944		△ 67.0
	(事務系)		539,649		466,420		△ 13.6

2 具体的な取組み

当組合では、節電・節燃料など、日常的な省エネ・省資源に向けた取組みを積極的に推進し、全職員が一丸となって、地球温暖化対策に取り組むことで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

(1) 日常業務に関する取組み

ア 電気・燃料使用への配慮

- ・毎週水曜日（ノー残業デー）の定時退庁の徹底
- ・創意工夫による時間外勤務（夜間残業）の削減
- ・消灯の徹底（照明エリアの絞込みと休憩時間における事務室照明等の完全消灯）
- ・パソコンやコピー機等の省電力設定
- ・離席時におけるパソコンの電源オフまたはパソコンのフタ閉じの徹底
- ・夜間、休日等における待機電力対策の実施（パソコン、コードレス電話等の電源プラグ抜きなど）
- ・空調管理の徹底（こまめな温度管理、フィルターの定期清掃、室外機等の管理）
- ・送風機の使用やブラインド、カーテン、窓の開閉に配慮した空調機の効率的運転の実践
- ・センサーライトの導入
- ・省エネルギー電気製品の優先的導入
- ・事務用機器（プリンター、コピー機、ファックス等）の適正配置と統合化による機器数の削減
- ・冷蔵庫の設定温度や電気ポット使用台数の適正化
- ・使用後の洋式トイレ便座の蓋閉めの徹底
- ・夏季服装のエコスタイルの実践
- ・職員の階段使用の励行

イ 公用車使用への配慮

- ・環境に優しい車両（EV、PHEV、FCV等）の優先的導入
- ・電話や電子メールの活用による車両出向回数の削減
- ・リモートを活用し、研修や会議等の移動の削減
- ・乗り合わせによる車両運行回数の削減
- ・アイドリングストップやふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、タイヤの空気圧を適正に保つなどエコドライブの実践
- ・ルーフ付きバイクや自転車等の導入による公用車使用の抑制

ウ 用紙類の使用への配慮

- ・印刷前にモニターによる原稿の審査・確認の徹底（ミスプリントの抑制）
- ・印刷必要性の再確認の励行
- ・両面印刷や集約印刷の励行
- ・印刷ミスなどにより不要となった用紙の裏面再利用
- ・電子メールやグループウェアの有効活用による印刷・紙回覧の削減
- ・内部調整資料や職員の手持ち資料などにおけるリユース紙の使用
- ・要点を絞ったコンパクトな資料作成の励行
- ・パソコン等OA機器を活用した会議等のペーパーレス化の促進

エ 廃棄についての配慮

- ・分別の徹底によるリサイクル化の促進
- ・廃棄物焼却量の削減のための再資源化の推進（トイレトーパー交換）
- ・グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進

（２）施設・設備等に関する取組み

- ・再生可能エネルギー（太陽光発電等）の導入
- ・庁舎照明のLED化

（３）その他の取組み

- ・節水の徹底（トイレ、洗面所、風呂、シャワー、洗車等）
- ・エコバック活用の促進
- ・事務用・生活用消耗品等の詰め替え使用の励行

第5章 推進・点検・公表

1 推進および点検体制

- (1) 本計画の推進を図るため、湖南広域行政組合地球温暖化対策実行計画推進部会（以下「推進部会」という。）において、啓発活動、実施状況および実績データの集約、整理ならびに削減目標値に向けた取組みを推進します。
- (2) 湖南広域行政組合地球温暖化対策実行委員会（以下「委員会」という。）は、推進部会からの報告、提案等をもとに、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・検証）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、本計画を着実に実践していきます。

2 計画の見直し

計画の目標等、計画全般の見直しについては、毎年度報告を受ける各種エネルギー消費量等や各種取組みの実施状況をもとに、PDCAサイクルを活用した進捗管理を行い、法改正、技術の進歩、社会情勢の変化などにより、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

3 公表

目標の達成状況や実施状況等計画の全ての情報は、「湖南広域行政組合ホームページ」等により、毎年度公表するものとします。